

平成31年4月1日改正版

# 宇多津町新婚世帯家賃等 補助制度について

受付期間 平成32年3月31日（火） まで

このしおりは、補助期間中、大切に保管してください。

（適宜変更する場合がありますので、最新情報はホームページをご覧ください。）

香川県宇多津町

## ■制度の目的

宇多津町新婚世帯家賃補助制度は、町内への移住定住促進を図り、活力あるまちづくりを推進することを目的とするものです。

### 【1】対象要件

#### ①新婚世帯の要件（下記すべてに該当すること）

- 申請日時点で、婚姻届を提出してから2年以内の夫婦であること
- 婚姻届出日現在において、夫婦ともに満40歳未満であること
- 世帯全員が町内の民間賃貸住宅に居住し、その住所で住民登録をしていること
- 申請者本人（夫婦どちらか）が建物の所有者等との間で賃貸借契約を締結していること
- 家賃（共益費、管理費、駐車場使用料等は除く）が月額3万円以上であること
- 公的制度（生活保護、住宅確保給付金等）による家賃補助を受けていないこと
- 世帯全員が町税、国民健康保険税を滞納していないこと
- 家賃を滞納していないこと
- 暴力団員でないこと、また暴力団の利益にならないこと

#### ②県外移住新婚世帯の要件（下記すべてに該当すること）

- 上記の①新婚世帯の要件を満たすこと
- 申請者（賃貸契約者）が香川県外で3年以上在住した後、転勤、進学以外の目的で平成30年3月1日以降に香川県内に転入していること
- 転入後、宇多津町に定住し、又は相当期間生活の本拠地を置くこと
- 世帯全員が県税を滞納していないこと

### 【2】対象住宅

宇多津町内の民間賃貸住宅（以下の住宅は対象外となります）

※町営住宅等の公的賃貸住宅

※社宅、官舎または寮等の事業主から貸与を受けた住宅

※夫婦の3親等内の親族が所有し、または賃貸借契約している住宅など

### 【3】補助金額と対象期間

#### ①新婚世帯

- 家賃補助額の上限は1世帯あたり月額1万円です。  
※ただし、家賃から世帯員それぞれの勤務先の住宅手当を控除した額が1万円に満たない場合は、その金額となります（千円未満の金額は切り捨てる）。
- 補助対象期間は、交付申請日の翌月から24カ月を限度とします。

#### ②県外移住新婚世帯

- 家賃補助と賃貸にかかる初期費用の補助が受けられます。
- 家賃補助は、実質の家賃負担額の2分の1と2万円のいずれか低い額です。
- 初期費用補助は、初期費用（礼金、不動産取引手数料及び家賃支払保証料の合計額）からこれらの額にかかる住宅手当を控除した額の2分の1と6万円のいずれか低い額です。
- 県外移住新婚世帯の補助対象期間は、申請者（賃貸契約者）が香川県内に転入した翌月から24カ月となります。（ここが前のページの①新婚世帯とは違うので要注意です）  
ただし、交付申請日の属する年度より以前の補助対象期間については交付対象外とします。
- 県外移住世帯の要件を満たしていても、宇多津町以外に居住したことがあればその期間は対象外となります

（例2）2019年4月に県外から高松市に転入し、その後2019年10月に宇多津町に転入した場合、補助対象期間は、2019年11月から2021年4月（18カ月）となります。

※補助金の交付決定は年度単位で行うため、次年度以降の補助について確約するものではありません。初年度で交付決定を受けても、次年度以降に交付決定を受けられない場合があります。

※上記①と②の補助金は重複できません。

※夫婦のいずれかが、過去に本制度による家賃補助を受けている場合は、その期間を除いた期間が対象となります。

### 【4】交付決定の失効

- 「補助対象世帯」および「補助対象住宅」の要件に該当しなくなったときは、その翌月から補助金交付決定の効力を失います。
- 夫婦の双方または一方が本町に住民登録を有しなくなったときは、当該事由が生じた日が4月から9月であれば4月に、10月から3月であれば10月に遡って補助金交付決定の効力を失います。

⇒夫婦ともに4月1日時点で本町に住民登録があって前年10～3月分の補助が受けられる。

同じく、10月1日時点で本町に住民登録があって4～9月分の補助が受けられる。

## 《申請手順の手順》

### 【1】交付申請

交付申請書等を直接、まちづくり課窓口へ提出してください。郵送による受付は行いません。

\*受付締切り 平成32年3月31日

#### 提出書類

- 宇多津町新婚世帯家賃等補助金交付申請書（様式第1号）
- 夫婦の記載のある戸籍の全部事項証明書（本籍地で取得できます）
- 世帯全員の住民票（続柄および世帯主を表示。発行日から1月以内のもの）
- 住宅賃貸借契約書のコピー（契約者、家賃、家賃支払時期がわかるもの）
- 世帯全員の町税、国民健康保険税の滞納がないことの証明書（完納証明書など）  
※申請時点で取得できる最新のもの。申し込み時点で町税等の対象者でない場合は不要
- 住宅手当支給証明書（勤め先の会社等に記入してもらうもの。勤めていない人も提出）
- 誓約書

[県外移住新婚世帯の方は以下の書類も必要です]

- 世帯全員に県税の滞納がないことの証明書（県税証明書）  
※申し込み時点で香川県税の対象者でない場合は、県税証明書の提出は不要。ただし、実績報告時、年度更新時は必要。
- 県外に3年以上在住したことが分かる証明書（戸籍附表、前住所地の住民票の除票等）

交付決定された方には「宇多津町新婚世帯家賃等補助金交付決定通知書」を送付します。

### 【2】実績報告、補助金請求

9月と3月に町から必要書類を送付しますので、期限内に提出してください。

#### 提出書類

- 宇多津町新婚世帯家賃等補助金実績報告書（様式第5号）
- 家賃支払い実績のコピー（対象期間の月の全て。領収書、クレジットカード支払明細書、通帳の写しなど、家賃を支払ったと証明できるもの）
- [移住新婚世帯のみ] 世帯全員に県税の滞納がないことの証明書（報告時点で取得できる最新の県税証明書）
- 宇多津町新婚世帯家賃等補助金交付請求書（様式第7号）

#### 提出期間

4月～9月対象分 ⇒ 9月末までに提出 ⇒ 10月交付  
10月～3月対象分 ⇒ 3月末までに提出 ⇒ 4月交付

※補助金の交付は口座振込とします。

※上記期間途中で補助期間が終了するときは、終了月に必要書類を送付します。

### 【3】年度更新の手続

この補助金は、年度ごとに更新手続きが必要になります。書類は町から3月に送付します。

#### 提出書類

- 宇多津町新婚世帯家賃等補助金交付更新申請書（様式第8号）
- [※移住新婚世帯のみ] 世帯全員に県税の滞納がないことの証明書（報告時点で取得できる最新のもの、3月実績報告用と併用可）

### 【4】変更申請

補助期間中、次のような場合は、すみやかに「宇多津町新婚世帯家賃等補助金変更申請書（様式第3号）」に、必要書類を添えて提出してください。

- ・夫婦が離婚したとき、またはいずれかが死亡したとき
- ・夫婦またはいずれかが転居したとき、または住民登録を他の自治体へ異動したとき
- ・家賃や住宅手当に変更が生じたとき
- ・勤務先に変更が生じたとき（就職、退職、転職など）
- ・改姓、改名したとき
- ・生活保護による住宅扶助などの公的制度による家賃補助を受けたとき など

#### ◎注意事項

- ・提出された書類は、返却できませんので、あらかじめご了承ください。
- ・本補助金の対象要件確認のため、申請に関し必要な情報を町職員が調査する場合があります。
- ・偽りなど不正な手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金を返還していただきます。
- ・この補助金は、原則として課税対象です。所得税の確定申告または町県民税の申告が必要になる場合があります。詳しくは、税務署にご確認の上、申告してください。

## 記入方法（申請書）

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

宇多津町長 殿

申請者 住所 宇多津町〇〇〇  
氏名 〇〇 〇〇  
電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

申請者は賃貸借契約者（賃借人）

### 宇多津町新婚世帯家賃等補助金交付申請書

宇多津町新婚世帯家賃等補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり補記

企業名、部署、  
勤務先の電話番号

| 続柄              | 氏名（フリガナ）       | 生年月日・年齢              | 勤務先・連絡先                     |
|-----------------|----------------|----------------------|-----------------------------|
| 申請者<br>(賃貸借契約者) | 〇〇 〇〇<br>〇〇 〇〇 | S 〇・〇・〇<br>H ( 〇〇 歳) | (株) 〇〇〇<br>TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 |
| 配偶者             | 〇〇 〇〇<br>〇〇 〇〇 | S 〇・〇・〇<br>H ( 〇〇 歳) | (株) 〇〇〇<br>TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 |
| 同居者             | (続柄) ( 歳)      | (続柄) ( 歳)            |                             |

駐車場代、共益費、管理費などを除いた金額。  
※駐車場代込みの家賃の場合、駐車場代分を差し引いて記入

|                |              |                 |                |
|----------------|--------------|-----------------|----------------|
| 婚姻日            | 〇〇年 〇〇月 〇〇日  |                 |                |
| 賃貸住宅の<br>契約内容等 | 契約締結年月日      | 〇〇年 〇〇月 〇〇日     |                |
|                | 家賃(A)        | 月額 (例) 50,000 円 | ※駐車場代、共益費、管理費等 |
|                | 住宅手当(B)      | 月額 (例) 10,000 円 |                |
|                | 家賃負担額(A)-(B) | 月額 40,000 円     |                |

勤務先から受ける住宅手当の世帯合計金額

【県外から移住され、県外移住者の要件を満たす方】

※県外移住新婚世帯の対象となる方はこの欄も記入してください

|                |                |  |
|----------------|----------------|--|
| 前住所等           | 申請者            | (住所) 〇〇県 〇〇市 〇〇町 〇〇 □-□ (期間) 年 月 ~ 年 月 |
|                | 配偶者            | (住所) 〇〇県 〇〇市 〇〇町 〇〇 □-□ (期間) 年 月 ~ 年 月 |
| 賃貸住宅の<br>契約内容等 | 初期費用(C)        | (例) 80,000 円                           |
|                | 住宅手当(D)        | (例) 10,000 円 ※初期費用に係るもの                |
|                | 初期費用負担額(C)-(D) | 70,000 円                               |

①礼金、②不動産取引手数料(仲介手数料)、③家賃支払保証料の合計額

[添付書類]

本籍地で取得してください

1. 夫婦の記載のある戸籍の全部事項証明書
2. 世帯全員の住民票の写し（続柄及び世帯主を表示 発行日から1月以内に限る。）
3. 住宅賃貸借契約書の写し（契約者、家賃及び家賃支払時期、※初期費用が分かるもの）
4. 世帯全員の町税等（町税、国民健康保険税）に滞納がないことの証明書（完納証明書等）
5. 住宅手当支給証明書
6. 【県外移住者】世帯全員の県税に滞納がないことの証明書（県税証明書）
7. 【県外移住者】戸籍附表、住民票の除票等の写し（県外に3年以上在住し、分かるもの）
8. 【県外移住者】誓約書
9. その他町長が認める書類

完納証明書は税務課で発行。  
※課税対象者でない場合は不要

※6~7は、県外移住新婚世帯のみ必要です

県税証明書は、県庁ほか中讃税務窓口センター（坂出市）などで発行しています。  
※課税対象者でない場合は不要

### 住宅手当支給証明書

宇多津町長 殿

(給与等の支払者) 所在地 香川県綾歌郡宇多津町〇〇〇  
 名称 (株) 〇〇〇  
 氏名 〇〇 〇〇  
 担当部課名 〇〇部 〇〇課  
 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇



下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

#### 記

##### 1 対象者

|     |  |
|-----|--|
| 住 所 |  |
| 氏 名 |  |

##### 2 住宅手当支給状況 ((1)、(2)のいずれかに○印をつけてください。)

(1) 支給している      (2) 支給していない

年 月 現在  
 住宅手当 月額 \_\_\_\_\_ 円

(1) 支給している  
 の場合は、直近の住宅手当月額を記入

#### 注意事項

- 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に支給するすべての手当等です。
- 住宅手当支給状況については、(1)、(2)のいずれかに○印をつけ、支給している場合は、直近の住宅手当月額を記入してください。
- 内容について、給与等の支払者へ町から問い合わせする場合があります。

勤めていない方は、下記に記入すること

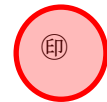
私は勤めていないので住宅手当の支給はありません。

勤務していない方は、こちらに記入してください。

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

宇多津町長 殿

申請者 住所 宇多津町〇〇〇  
氏名 〇〇 〇〇



配偶者 氏名 □□ □□



### 宇多津町新婚世帯家賃等補助金誓約書

私たちは、宇多津町新婚世帯家賃等補助金の申請にあたり、下記事項を厳守履行することを誓約いたします。

#### 記

- 1 申請の時点において、宇多津町新婚世帯家賃等補助金交付要綱第3条各号に掲げる全ての要件を満たしており、宇多津町に定住します。
- 2 交付決定後の事情の変更により、宇多津町新婚世帯家賃等補助金交付要綱第3条各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合や宇多津町に定住できなくなった場合は、ただちに宇多津町に申し出ます。

#### 【宇多津町新婚世帯家賃等補助金交付要綱】

第3条 補助金の交付対象世帯は次の各号のいずれにも該当する新婚世帯とする。

- (1) 婚姻届出日現在において、夫婦いずれもが満40歳未満であること。
- (2) 世帯全員が町内の民間賃貸住宅に居住し、当該民間賃貸住宅の所在地により住民基本台帳に登録されていること。
- (3) 家賃が月額3万円以上であること。
- (4) 公的制度（生活保護、住宅確保給付金等）による家賃補助を受けていないこと。
- (5) 世帯全員が補助金の交付申請時及び実績報告時に納付すべき納期限の到来した町税及び国民健康保険税（以下「町税等」という。）を完納していること。また、県外移住者の世帯にあつては、これに加えて県税も完納していること。
- (6) 家賃を滞納していないこと。
- (7) 県外移住者の世帯にあつては、移住者本人が民間賃貸住宅を借り上げて家賃を負担していること。
- (8) 県外移住者の世帯にあつては、移住者が勤務する事業者等の人事異動などの都合により、町外に転出する見込みがないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益にならないと認められる又はそのおそれがないと認められること。



**記入例（実績報告書）**

年 月 日

宇多津町長 殿

申請者 住所 宇多津町〇〇〇

氏名 〇〇 〇〇

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

宇多津町新婚世帯家賃等補助金実績報告書

宇多津町新婚世帯家賃等補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

- 1 宇多津町新婚世帯家賃等補助金の交付決定の内容のとおり、宇多津町内の民間賃貸住宅に居住し、以下の家賃等を支払いました。

2 支払った家賃等の金額

| 年 月     | 支払った家賃額<br>(駐車場使用料、共益費等を含まず) |
|---------|------------------------------|
| 〇〇年 6月分 | 50,000 円                     |
| 年 7月分   | 〃 円                          |
| 年 8月分   | 〃 円                          |
| 年 9月分   | 〃 円                          |
| 年 月分    | 円                            |
| 年 月分    | 円                            |

**補助対象期間分の金額を記入**  
 9月提出 ⇒ 4～9月の対象月分  
 3月提出 ⇒ 10～3月の対象月分

[添付書類]

- 家賃支払い実績の写し（領収書、銀行通帳またはクレジットカード明細書の写し等）  
 【県外移住者】 世帯全員の県税に滞納がないことの証明書

3 初期費用【**県外移住者が対象**、1回限り】

| 支払日      | 初期費用<br>(礼金、手数料、保証金の合計) |
|----------|-------------------------|
| 〇年 〇月 〇日 | 80,000 円                |

**※県外移住新婚世帯が対象**  
 県税証明書は、県庁ほか中讃税務窓口センター(坂出市)などで発行。

[添付書類]

- 初期費用の支払いが完了したことを証明する書類の写し

**※初期費用は県外移住新婚世帯のみ**

申請者、配偶者 及び 同居者は、住民基本台帳、町税等（町税、国民健康保険税）の納付状況、賃貸住宅に関する情報及び住宅手当支給に関する情報について関係機関への事実確認の調査を行うことに同意します。

氏名 〇〇 〇〇 ⑩ 配偶者氏名 □□ □□ ⑩

同居者氏名 ⑩ 同居者氏名 ⑩ 同居者氏名 ⑩

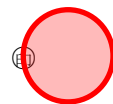
記入例（請求書）

年 月 日

宇多津町長 殿

請求者 住所 宇多津町〇〇〇

氏名 〇〇 〇〇



交付決定通知書の日付

宇多津町新婚世帯家賃等補助金交付請求書

平成〇〇年 〇月 〇日付で宇多津町新婚世帯家賃等補助金交付決定通知を受けた補助事業について、宇多津町新婚世帯家賃等補助金交付要綱第10条第1項の規定により次のとおり請求します。

当該年度の交付決定通知書の補助金額  
 9月提出 ⇒ 10月交付分の金額  
 3月提出 ⇒ 4月交付分の金額

請求金額 金 \_\_\_\_\_ 〇〇,〇〇〇 円

但し、平成31年度宇多津町新婚世帯家賃等補助金（平成31年〇月交付分）として

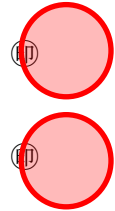
○上記の宇多津町新婚世帯家賃補助金は、次の金融機関口座に振込して下さい。

| 金融機関名                             | 支店名 | 分類          | 口座番号 |   |   |   |   |   |   | (フリガナ) |       |
|-----------------------------------|-----|-------------|------|---|---|---|---|---|---|--------|-------|
|                                   |     |             |      |   |   |   |   |   |   | 口座名義   |       |
| △△△<br>銀行<br>農協<br>金庫<br>信組<br>信連 | □□□ | 本・支店        | 普通   | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7      | 〇〇 〇〇 |
|                                   |     | 本・支所<br>出張所 |      |   |   |   |   |   |   |        | 当座    |

金融機関口座は、申請者名義の口座を記入してください。

宇多津町長 殿

申請者 住 所 宇多津町〇〇〇  
 氏 名 〇〇 〇〇  
 電話番号  
 配偶者 氏 名 〇〇 〇〇



宇多津町新婚世帯家賃等補助金変更申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付 30 宇ま第〇〇号により、宇多津町新婚世帯家賃等補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおり内容等を変更したいので、宇多津町新婚世帯家賃等補助金交付要綱第7条第1項の規定により、変更申請します。

記

1. 変更内容

|       |  |
|-------|--|
| 変更事項  | (例として)<br>町外への転居、町内での住宅取得による転居、町内での他の民間賃貸住宅への転居、家賃額の変更、家賃手当の変更、離婚 など |
| 変 更 前 | 変更前の内容を記載 住所や家賃額など   |
| 変 更 後 | 変更後の内容を記載 住所や家賃額など   |
| 変更年月日 | 年 月 日  |

2. 変更事項に係る添付書類

- 当該民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- 世帯全員の住民票の写し
- 戸籍の全部事項証明書
- その他 ( )

※上記のうち、変更事項に係る書類を添付してください。

添付する書類の□内に☞を入れてください。

【問い合わせ先】

宇多津町まちづくり課

TEL 0877-49-8009